暫定でのサービス利用の流れ

要介護認定の申請

↓

要介護の可能性が高いと思われる場合	要支援の可能性が高いと思われる場合、もしくはどちらか判断が難しい場合
↓	↓
利用者（または家族等）が事業所一覧の中から居宅介護支援事業所を選んで連絡をし、サービス利用前に契約をする	利用者（または家族等）が柏原市高齢者いきいき元気センターに連絡をし、サービス利用前に契約をする
↓	↓
居宅介護支援事業所のケアマネジャーと相談し、ケアプランを立ててもらう	柏原市高齢者いきいき元気センターのケアマネジャーと相談し、ケアプランを立ててもらう

↓

暫定でサービス利用　※

↓

柏原市高齢介護課から要介護（支援）認定の結果通知が届く

↓

利用者（または家族等）が、居宅介護支援事業所に要介護認定の結果を知らせる	利用者（または家族等）が、柏原市高齢者いきいき元気センターに要支援認定の結果を知らせる

※　暫定でサービス利用をしていても、要介護認定の結果が「非該当」（要支援でも要介護でもない）となった場合については、暫定で利用していたサービスでの利用料金が全額実費となりますので注意してください。